

福岡県公報

令和7年6月17日
第 604 号

目次

告 示（第382号－第388号）

○道路の区域の変更	（道路維持課）	1
○道路の供用の開始	（道路維持課）	1
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	（農山漁村振興課）	2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	（農山漁村振興課）	2
○保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示	（農山漁村振興課）	2
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	2
○保安林の所在場所等	（農山漁村振興課）	3

公 告

○土地改良区の定款の変更の認可	（農村森林整備課）	3
○土地改良区の役員の退任	（農村森林整備課）	3
○職権による指定の取消	（建築指導課）	3
○落札者等の公示	（総務事務厚生課）	4
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	4
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	5
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	6
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	6
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	7
○建設業の営業の停止	（建築指導課）	7
○土地区画整理組合の解散の認可	（都市計画課）	8
○土地区画整理組合の解散の認可	（都市計画課）	8

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定	（行財政支援課）	8
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の異動の報告	（行財政支援課）	8
○公職の候補者等が使用し得る演説会施設の取消の報告	（行財政支援課）	9

公安委員会

○遺失物法施行令に基づく特例施設占有者の指定	（警察本部会計課）	9
------------------------	-----------	---

告 示

福岡県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県 道	久留米 柳 川 線	前	三潆郡大木町大字福土185番先から 三潆郡大木町大字大角1698番先まで	9.2 ～ 42.8	410.0
			後	三潆郡大木町大字福土185番先から 三潆郡大木町大字大角1698番先まで	9.2 ～ 42.8	410.0

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和7年6月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	久留米 柳 川 線	三潞郡大木町大字大角215番 1 先から 三潞郡大木町大字大角216番 3 先まで
		三潞郡大木町大字大角1723番 2 先から 三潞郡大木町大字大角1698番先まで

福岡県告示第384号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市杷木志波字大岩2296の 2 ・ 2297の 2 （以上 2 筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第385号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和 7 年 5 月福岡県告示第315号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
みやこ町役場
重松 荘英
- 2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 5 月福岡県告示第315号によること。

福岡県告示第386号

保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和 7 年 5 月福岡県告示第314号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属するみやこ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
みやこ町役場
進 英俊、三好 朔太郎、三好 長治
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和 7 年 5 月福岡県告示第314号によること。

福岡県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
田川郡添田町大字津野字前4861 ・ 4864 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。） 、 宇谷川端4862 （次の図に示す部分に限る。） 、 字下ノ谷4871 （次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所
- 田川郡赤村大字赤字ザルヲ1817（次の図に示す部分に限る。）、字小持手獄1859（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
- 水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
宮ノ陣第一土地改良区	令和7年6月5日

公告

安武土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
平島 廣治	久留米市安武町武島1733番地1

公告

職権により建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は同法68条の7第1項の規定による指定を取り消したので、

福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条の 2 の規定により次のように公告する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

取消番号	取消年月日	取消の 範囲	道路の位置	道路の延長 (m)
6 久整第2083号	令和 7 年 1 月 21 日	全部取消	三井郡大刀洗町大字山隈字 赤土手1721－ 3	35.42
6 久整第2083号	令和 7 年 1 月 21 日	全部取消	三井郡大刀洗町大字本郷字 鶯塚4067番 9	32.68
6 久整第2083号	令和 7 年 1 月 21 日	全部取消	三井郡大刀洗町大字鶴木字 栗崎1424番71	82.41
6 久整第2083号	令和 7 年 1 月 21 日	全部取消	三井郡大刀洗町大字上高橋 字伝風943番13	19.71
6 久整第2083号	令和 7 年 1 月 21 日	全部取消	三井郡大刀洗町大字甲条字 屋敷付二1111番 9	77.37
6 飯整第601号	令和 6 年 7 月 23 日	全部取消	飯塚市大字鯉田字松本2425 － 10	270.90
6 飯整第601号－ 2	令和 6 年 7 月 23 日	全部取消	嘉穂郡庄内町大字仁保字草 場193番地 1	322.60
6 飯整第601号－ 3	令和 6 年 7 月 23 日	全部取消	嘉穂郡庄内町大字多田字浦 ノ山101番28、102番 5、 102番17	57.70
6 飯整第601号－ 4	令和 6 年 7 月 23 日	全部取消	飯塚市大字立岩字滝ヶ鼻 1623番16	21.10
6 飯整第601号－ 5	令和 7 年 2 月 7 日	全部取消	嘉穂郡穂波町大字弁分206 － 1、208、209、211、200 、199、292	333.20
6 飯整第601号－ 5	令和 7 年 2 月 7 日	全部取消	嘉穂郡穂波町大字弁分字出 口200番地	290.00
6 飯整第601号－ 5	令和 7 年 2 月 7 日	全部取消	嘉穂郡穂波町大字弁分字出 口200	154.90
6 飯整第601号－ 5	令和 7 年 2 月 7 日	全部取消	嘉穂郡穂波町大字弁分字出 口200番地	276.00

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称
福岡県庶務事務システムの開発及び運用保守に係る業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
(2) 所在地
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
- 落札者を決定した日
令和 7 年 6 月 4 日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名
株式会社 N T T データ九州
(2) 住所
福岡市博多区博多駅前一丁目 17 番 21 号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
1,615,900,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 7 年 4 月 11 日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第 3 項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 17 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 処分をした年月日
令和 7 年 6 月 5 日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社樋口工業	筑紫野市大字永岡1301番地の1	樋口 昭夫、 村上 伸行	令和2年4月30日 福岡県知事許可（般－2） 第046110号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月29日までの10日間

4 処分の原因となった事実

株式会社樋口工業は、福岡市内の民間工事6件において、建設業法第3条第1項の許可を受けないで建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超えて林鉄筋工業ほか5業者と下請契約を締結した。

このことは、同法第28条第1項第6号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
林鉄筋工業	福岡市東区名子一丁目9番32号	林 辰二	許可なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

林鉄筋工業は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
----	------------	--------	------

柳鉄筋	久留米市御井町1176－4	柳 幸男	許可なし
-----	---------------	------	------

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

柳鉄筋は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社入佐鐵筋	福岡市南区三宅三丁目33－20－101	入佐 力	許可なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

株式会社入佐鐵筋は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
濱田工業	田川郡福智町赤池970－169	濱田 義勝	許可なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

濱田工業は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
谷鉄筋工業	田川郡川崎町大字川崎4051-1	谷 恭太	許可なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

谷鉄筋工業は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和7年6月5日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
富永鉄筋	春日市天神山四丁目136-2	富永 順次	許可なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注)「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年

建設省令第14号) 第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

令和7年6月20日から同月22日までの3日間

4 処分の原因となった事実

富永鉄筋は、福岡市内の民間工事において、建設業法第3条第1項の許可を得ずに、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を株式会社樋口工業と締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、篠栗町和田土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

篠栗町和田土地区画整理組合

2 事務所の所在地

糟屋郡篠栗町和田一丁目13番地38号

3 設立認可の年月日

令和4年9月2日

4 解散認可の年月日

令和7年6月6日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、筑後市和泉野口土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により次のように公告する。

令和7年6月17日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 組合の名称

筑後市和泉野口土地区画整理組合

2 事務所の所在地

筑後市大字和泉1216番地2

3 設立認可の年月日

令和4年6月17日

4 解散認可の年月日

令和7年6月6日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第55号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（ほかの法令において準用され、又は例によるものとされている場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を指定した。

令和7年6月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

施設名	所在地	指定年月日
東病院	築上郡吉富町大字広津593-1	令和7年5月22日

福岡県選挙管理委員会告示第56号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づき、公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の異動があった旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年6月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

市町村名		施設名	所在地	異動年月日
大刀洗町	新	大刀洗町菊池校区センター	三井郡大刀洗町大字山隈1711番地3	令和7年4月1日
	旧	大刀洗町就業改善センター	三井郡大刀洗町大字山隈1711番地3	
春日市	新	春日市春日地区公民館	春日市春日一丁目111番地	令和7年5月26日
	旧	春日地区公民館	春日市春日一丁目111番地	

福岡県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に基づく公職の候補者等が使用し得る個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、同条第4項により告示する。

令和7年6月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

市町村名	施設名	所在地	指定取消年月日
福岡市	城浜市営住宅42棟集会所	福岡市東区城浜団地42番	令和7年2月20日
福岡市	米田南市営住宅集会所	福岡市東区馬出六丁目3番	令和7年2月20日
福岡市	下山門市営住宅9棟集会所	福岡市西区下山門団地9番	令和7年2月20日
福岡市	下山門市営住宅40棟集会所	福岡市西区下山門団地40番	令和7年2月20日
直方市	直方市赤池集会所	直方市大字赤池61番地1	令和7年3月3日
直方市	直方市下境第四集会所	直方市大字下境4078番地6	令和7年3月3日
直方市	直方市中泉第三集会所	直方市大字中泉1264番地15	令和7年3月3日
直方市	直方市感田第二集会所	直方市大字感田2167番地2	令和7年3月3日
福智町	福智町人権のまちづくり館	福智町赤池970番地4	令和7年4月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第179号

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

令和7年6月17日

福岡県公安委員会

氏名又は名称	代表者氏名	施設名称	住所又は所在地	施設の所在地
福岡地下街開発株式会社	代表取締役 山本 恭久	福岡地下街開発株式会社	福岡市中央区天神1丁目6番8号	福岡市中央区天神1丁目6番8号